

教育委員と市民と語る

「教育懇談会」

開催予告

教育委員会では、教育推進の重要な今期に市民と直接対話を深め、教育の今日の姿、学校経営、社会教育の在り方、スポーツ推進の在り方等々教育全般にわたり懇談し、明日の都留教育の進展に結びつけ、文教都市の成長をめざしたいと考え、十月中に市内七会場を予定して開催を決定いたしました。

是非、期日決定の折りは率先ご参加いただき度く予告させていただきます。

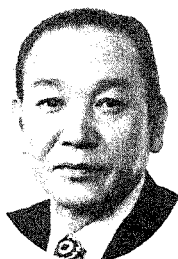
都留市教育委員会

教育長 内藤 盈成

昭和六十年度の

地方教育行政功績者として再び文部大臣表彰を受賞した内藤盈成教育長に祝意を表しここに報告いたします。

都留市教育委員会



学習教材として 南極の石を！

都留市古川渡出身の長田保男さんより市に、南極の石が寄贈されました。

このたび寄贈された石は、70センチもある大きなもので、長田さんが第26次南極地域観測支援に参加された折、南極からわざわざ持ち帰られたものです。

長田さんは、現在、海上自衛隊に勤務され、南極観測船「しらせ」の乗組員として、活躍されています。

問い合わせ 福祉事務所

(☎43) 1111 内線275

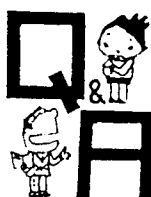
(☎43) 1111 内線275

戦没者遺族 特別弔慰金支給

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法が改正され、戦没者の遺族のうち昭和六十年四月一日において他の公務扶助料・遺族年金等の受給権を有する者のない遺族に、特別弔慰金として額面三十万円・十年償還の国債が支給されます。

支給対象者は、弔慰金受給者、昭和六十年四月一日においてその者が死亡している場合はその他の先順位者です。なお、請求書用紙等については市役所福祉事務所に用意してあります。

あなたの年金相談室



Q 年金制度はどのように改正されたのですか

A 今回の年金改正の目的は、高齢化社会のピークを迎える二十一世紀においても年金制度を公平かつ安定的に運営していくための基盤を確保することです。

その改正の第一の柱は、国民年金を、国民に共通する基礎年金を支給する制度に発展させ、これまで制度の分立に伴って生じていた制度間の格差や制度基盤の不安定などの問題を解決し、長期的に公平で安定した制度体系へ再編成することです。

これに伴い、国民年金は、被保険者の範囲が厚生年金保険の被保険者とその配偶者にまで拡大され、基礎年金を支給する制度になります。一方、厚生年金保険は原則として報酬比例の年金を支給する「基礎年金の上乗せ」の制度として位置付けられることになり、全体としていわゆる二階建の年金制度となります。

なお、船員保険の職務外年金部門は、厚生年金保険に統合されます。

改正の第二の柱は、今後受給権が発生する年金の給付水準が、現行制度のままでは、加入年数の伸長に伴う年金額の増大により現役勤労者（被保険者）の所得水準とのバランスを失うことになってしまいますので、現在支給されている標準的な年金の水準（現役勤労者の平均賃金の六八％程度）を将来においても維持していくことの観点に立って、徐々に給付水準の適正化を行うことです。

火災発生時の問い合わせは
☎(43) 0099 まで

都留市の気象

	60年7月	59年7月	10年間の平均
最高気温	(29) 35.4℃	(3) 35.3℃	34.2℃
最低気温	(3,16) 16.5℃	(2) 14.7℃	14.3℃
平均気温	24.1℃	24.3℃	23.0℃
降水日数	1mm以上 11日	1mm以上 8日	1mm以上 12日
降水量	170.0mm	97.0mm	144.0mm
平均湿度	71%	72%	80%

都留市消防署調べ()はその日

についても相当軽減されることとなります。

なお、既裁定の年金については、原則として従来どおりとし、その給付水準が下がることはありません。

改正の第三の柱は、すべての婦人について、国民年金の適用対象とし、固有の基礎年金を受けることができるよう「婦人の年金権」を保障するとともに、世帯として適正な給付水準を確保することになります。

その他、物価スライドの実施時期を四月に繰り上げるほか、障害者の所得保障についても大幅な改善が図られます。